

# 改正障害者雇用促進法

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的に平成28年4月に改正障害者雇用促進法が施行されました。同法律には、事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めています。そのため、事業主の方は下記の内容に十分留意して障害者雇用をお願いいたします。

## 【改正のポイント】

### ①雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。

### ②雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

※合理的配慮とは、障害者が他の人と平等に生活できるよう、一人ひとりの特性や場面に沿った、過度な負担にならない程度の変更・調整のことです。

### ③相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

**【対象となる事業主】** 事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。

## 【対象となる障害者】

障害者手帳を持っている方に限定されません。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

**【お問合せ】** 愛知労働局 TEL:052-219-5507